

# 大正～昭和初期における 農家副業政策の展開 \*

寺 本 益 英

## はじめに

最近の日本経済史研究では、戦前期におけるわが国の経済発展において、在来産業の果たした役割が重視されるようになっている。中村隆英氏によれば在来産業とは、「広義には農林水産業を含み、狭義には農林水産業を除いた、近世以来の伝統的な商品の生産流通ないしサービスの提供にたずさわる産業であって、主として家族労働、ときには少数の雇用労働に依存する小經營によってなりたっている産業」をいう<sup>1)</sup>。

在来産業という用語はこれまでにつきりとした定義づけなしに漠然と用いられることが多かったため、中村氏による概念規定は、在来産業を考察する際の指針を示したといえる。しかし無数に存在する産業の中から任意のひとつをとりあげ、それが在来産業にあたるか近代産業にあたるかを判断するには、より明確な基準を設ける必要があると考えられる。この課題に正面から取り組んだのが関権氏で、1909～40年の『工場統計表』から技術に関する指標と規模に関する指標を選んで統計処理を行い、製造業60業種を近代産業と在来産業に分類された。（表1参照）

特定の在来産業にスポットを当て、推移および動向を分析した業績は次第に蓄積されている。西川俊作・阿部武司編『産業化の時代・上』岩波書店、1990年における

\* 本稿は1998年6月7日、学習院大学で開催された社会経済史学会第67回全国大会における報告をもとに作成したものである。

1) 中村隆英『明治大正期の経済』東京大学出版会、1985年、p. 177.

表 1 近代産業と在来産業の分類

業種番号	業種名称	業種略称	業種性格	業種番号	業種名称	業種略称	業種性格
1	製糸	糸	2	31	漆器	漆	1
2	紡績	紡	2	32	製革	革	1
3	撚糸	撚	2	33	燐寸	燐	2
4	製綿	綿	2	34	火薬	火	2
5	織物	織	1	35	製油・精蠅	油	2
6	染色・整理	色	1	36	医薬	医	1
7	組物・編物	編	1	37	工業薬	藥	2
8	裁縫	裁	1	38	ゴム	ゴ	2
9	刺繡	刺	1	39	石鹼・蠟燭・化粧品	石	1
10	製網	網	1	40	染料・塗料・顔料・糊料	染	1
11	帽子	帽	1	41	肥料	肥	2
12	紡織雑業	紡雜	2	42	化学雑業	化	2
13	原動機	原	2	43	醸造	醸	1
14	諸機械製造	機	2	44	製糖	糖	2
15	船舶	船	2	45	製茶	茶	1
16	鉄道車両	道	2	46	精穀・製粉	粉	2
17	その他車両	車	1	47	飲料	飲	2
18	器具	器	1	48	菓子	菓	1
19	電池・電球	電	2	49	缶詰	缶	1
20	兵器	兵	2	50	畜産品	畜	1
21	機械器具雑業	機雜	1	51	水産品	水	1
22	金属精鍊・材料	鍊	2	52	食品雑業	食	1
23	鋳造	鑄	2	53	印刷・製本	印	1
24	金属品	金	1	54	紙製品	紙品	1
25	鍍金製品	鍍	1	55	製材・木竹蔓製品	木	1
26	陶磁器	陶	1	56	皮革製品	革	1
27	ガラス	ガ	1	57	羽毛製品	羽	1
28	セメント	セ	2	58	茎幹・茎木製品	茎	1
29	煉瓦・瓦	瓦	1	59	甲骨玉製品	玉	1
30	製紙	紙	2	60	その他雑業	他	1

注：(1) 業種性格の 1 はクラスター分析及び判別分析によって在来産業に、2 は近代産業に判定されたもの。

関権「製造業における近代産業と在来産業の構造変化」小林節太郎記念基金, 1996 年, p. 8.

## 寺本：大正～昭和初期における農家副業政策の展開

る絹工業、綿工業の分析、西川俊作・尾高煌之助・斎藤修編『日本経済の200年』日本評論社、1996年における醸造業の研究、中村隆英編『日本の経済発展と在来産業』山川出版社、1997年はその代表として挙げることができよう。また評価に関しては、諸研究の見解はほぼ一致しており、近代産業に駆逐されたのではなく相互補完的に並存し発展してきた事実や、近代産業に就業できなかつた人口を吸収する役割をになっていたこと、さらに国民生活と直結する伝統的な消費財・サービスの供給に貢献していたことなどが強調されている。

ただ先行研究の問題は、製造業（狭義の在来産業）の分析に偏っている点で、農家の所得不足を補うために行われていた種々の零細産業（広義の在来産業）の意義については、全く等閑視されてきたといつても過言ではない。本稿の目的はその空白を埋める意図から、大正から昭和初期にかけて政策的に奨励された農家副業の実態を明らかにすることである。

具体的な内容は次のとおりである。

まず第1節では、農家副業に相当する産業を種類別、地域別に列挙する。次に第2節では、史料を手がかりに副業政策の展開をあとづけ、合わせてこの時期に奨励しなければならなかつた背景にも言及したい。最後の第3節では藁細工を例にとり、その普及が地域経済にどのような影響を与えたかを検討する。

## 1. 副業とは

農家副業について論じるには、どのような産業がこれに相当するかを明らかにしなければならない。ここではとりあえず農家副業を「農家が本業の傍らで営んでいる多様な業務」と定義しておく。表2は大正、昭和初期における各種農産物の生産額構成比を表したものであるが、米、麦、雑穀等で生産総額の70～80%を占めていることがわかる。したがって一般的には、わが国の農業における本業は明らかに主要穀作であり、それ以外の業務はすべて副業に含めてさしつかえないだろう。もっとも個別に農家や地域を取り上げた場合、例えば畜産を営むかたわら、小規模な米作を行うというようなケースも想定され、このときは主業は畜産で副業は米作になる。

## 経済学論究第 52 卷第 2 号

表2 大正～昭和初期における各種農産物の生産額構成比

年	米	麦	雜穀	いも	豆	野菜	果実	工芸作物	綠肥・飼料作物	畜産	養蚕	製品	(単位: %)	
													総額	
1912	54.6	10.5	1.8	3.9	3.7	6.3	1.9	5.1	0.8	7.5	2.6	1.3	100.0	
1913	53.7	11.3	1.7	4.0	3.1	6.3	1.9	5.9	0.7	7.6	2.5	1.3	100.0	
1914	56.5	8.9	1.8	3.7	3.5	5.8	1.6	7.0	0.6	6.8	2.3	1.4	100.0	
1915	55.3	9.9	1.9	4.0	3.6	5.9	1.7	6.0	0.7	7.2	2.5	1.3	100.0	
1916	54.9	9.4	1.8	3.9	3.5	5.7	1.7	6.1	0.7	8.2	2.8	1.3	100.0	
1917	53.3	10.2	1.6	4.0	3.7	6.0	1.7	5.2	0.7	9.4	2.8	1.3	100.0	
1918	54.0	9.8	1.5	4.3	3.5	6.1	1.7	4.4	0.5	10.2	2.7	1.3	100.0	
1919	55.3	9.3	1.6	4.2	3.5	5.8	1.7	4.1	0.7	9.9	2.6	1.3	100.0	
1920	56.7	8.9	1.6	4.0	3.6	5.8	1.7	4.3	0.7	8.6	2.7	1.4	100.0	
1921	53.8	9.2	1.7	4.0	3.9	6.3	1.8	4.7	0.7	9.2	3.4	1.3	100.0	
1922	56.4	8.8	1.5	3.6	3.4	6.0	1.8	4.5	0.6	8.6	3.3	1.5	100.0	
1923	54.6	8.1	1.4	3.8	3.5	6.2	1.8	4.6	0.8	10.1	3.8	1.3	100.0	
1924	55.0	8.1	1.3	3.5	3.3	6.0	1.9	4.8	0.8	10.4	4.0	1.1	100.0	
1925	53.4	8.9	1.3	3.4	3.3	5.8	2.0	5.0	0.7	11.1	3.9	1.2	100.0	
1926	52.2	9.1	1.1	3.2	2.9	6.1	2.3	5.3	0.8	11.9	4.0	1.2	100.0	
1927	54.3	8.2	1.0	3.0	3.0	6.0	2.2	4.9	0.6	11.6	3.9	1.3	100.0	
1928	53.3	8.4	1.0	3.1	2.8	6.0	2.2	4.8	0.7	12.1	4.4	1.3	100.0	
1929	52.2	8.2	0.9	2.8	2.7	6.1	2.3	5.0	0.7	13.0	4.8	1.3	100.0	
1930	54.2	7.1	0.9	2.9	2.9	6.0	2.2	4.7	0.6	12.5	4.4	1.5	100.0	

梅村又次他『農林業』(長期経済統計9) 東洋経済新報社, 1966年, pp. 152-153.

寺本：大正～昭和初期における農家副業政策の展開

なお筆者の想定する農家副業の範囲は次のとおりである。

- ① 農閑期を利用して行う簡易な加工業。設備規模は家内作業程度か、大きくても一村落で共同購入できるもの。
- ② 農村で行われている加工業に対する原料供給。
- ③ 農耕地の集約化をはかるための工芸作物、園芸作物の栽培。
- ④ 空き地利用による果樹栽培など。
- ⑤ 山林原野の集約的利用。（林野生産物の栽培・加工）
- ⑥ 小動物の飼育。
- ⑦ 魚貝藻類の養殖。

ここで大正、昭和初期における農家副業を可能なかぎり列挙すると、次のようになる。

## I. 農業に関係するもの

- (1) 農産物を原料とした加工的副業
  - (a) 工業的加工品 …… 薫細工、蘭細工、麦桿細工、真綿、生糸など。
  - (b) 農芸化学的加工品 …… 澄粉、素麵、凍豆腐、製藍、薄荷油、菜種油、落花生油、煉乳、バター、ハム、ベーコン、果実缶詰、果実ジャム、自家用醤油、漬物など。
- (2) 農業の土地または場所を利用する副業 …… 稲田養鯉、食用蛙など。
- (3) 園芸的副業 …… 果樹、蔬菜、花卉、盆栽、種苗など。
- (4) 工芸作物栽培 …… 茶、纖維作物、製油作物、薬草的作物、染料作物など。

## II. 農業に関係ないもの

- (1) 工業的副業
  - (a) 農村において容易に原料が取得できるもの …… 杞柳製品、杞柳細工、経木真田、経木細工、木細工、木彫、竹細工、傘骨、和傘、木通蔓細工、棕梠細工、箸、籐細工、菅細工、羊歯細工、木蝋、和紙など。

## 経済学論究第 52 卷第 2 号

- (b) 農村において原料をえにくいもの …… 編物、レース、刺繡、機織、貝釦、寒天など。
- (2) 林業的副業
- (a) 植栽 …… 檜、漆、竹、棕梠、桐、樟、櫟、松、杉、檜など。
  - (b) 林産製造 …… 木炭、石灰、松煙、松根油、桐油、線香、椎茸など。
  - (c) 林産採取 …… 樹実、柴草、蕨、葛など。
  - (d) 狩猟 …… 野獸、野禽の捕獲。
- (3) 水産業的副業
- (a) 漁獲・採藻 …… 河沼近海の漁獵、藻類・貝類の採取。
  - (b) 水産製造 …… 海苔、青海苔、粗製沃度、牡蠣灰など。
  - (c) 養殖 …… 鯉、鮒、鮭、泥鱈、鮎、鰻、スッポン、金魚、牡蠣など。
- (4) 畜産業的副業 …… 牛、馬、豚、山羊、兎、鶏、あひる等の飼育。
- (5) 虫類の飼育 …… 養蜂業、養蚕業など。

**III. 労働力の提供**

- (1) 農業関係 …… 養蚕出稼、茶摘みおよび製茶出稼、製筵出稼、櫧実採集出稼など。
- (2) 工業関係 …… 製糸出稼、紡績出稼、酒造出稼、機業出稼、凍豆腐製造出稼、屋根葺出稼、大工・木挽出稼、土木・建築工事出稼、各種工場出稼、寒天製造出稼、素麵製造出稼など。
- (3) 林業関係 …… 製炭出稼、漆搔出稼、諸種山仕事出稼など。
- (4) 鉱業関係 …… 炭坑出稼、諸種鉱山出稼など。
- (5) 水産業関係 …… 漁獵出稼、塩田出稼、貝剥出稼、海苔採集・製造出稼、水産製造出稼、蟹出稼など。
- (6) その他 …… 壳薬行商、各種行商、海員出稼、遊芸出稼、牡蠣船出稼ぎ、雜役夫など。

## 寺本：大正～昭和初期における農家副業政策の展開

以上のように戦前期における農家副業は実に多様な産業によって構成されていた。また付表はこれを府県別に整理したものであるが、歴史的条件や自然条件に規定されて、各地で様々な特色ある産業が成立していることが読み取れる。これらの副業は個々にみれば経済的重要性は低いかもしれないが、明治末年の時点で農家の総収入に占める副業収入の割合は20%以上に達していたのである<sup>2)</sup>。耕地面積が狭いので大規模・効率的な農業経営が行えず、季節的理由から農作業の繁閑の差が著しいわが国の農家にとって、副業の果たした役割は大きく、政策的にも奨励されたのである。そこで次節では、政府による副業政策の展開を詳細にたどることにしたい。

## 2. 副業政策の展開

### I. 第3回帝国農会通常総会

農家に現金収入の途を開き、家計補充に貢献する意義を持つ副業に対する関心は、すでに明治期からあった。しかしそれが政策として本格的に議論されはじめたのは、1912（大正1）年である。

同年10月24日第3回帝国農会通常総会が開かれ、農商務大臣牧野伸顕より、農家副業の発達に関し、「農家経済の実況に鑑み、本業と相並んで一層副業の発達を期するは刻下の急務なりと認む。仍て之が奨励上採るべき適切なる方法に付意見を問ふ」<sup>3)</sup>という諮問が提出された。

さらにその説明として農務局長下岡忠治は、次のように述べている。

「農家の副業を奨励するに就て適當なる方法と云ふことありますが、これも格別新しい問題ではない。寧ろ陳腐の問題であらうと思ひますけれども、矢張り陳腐であるだけ、それだけ、難しい問題で適當なる解決方法は何人も苦しんで居るのであります。申上ぐるまでもなく日本農業組織は極く少さいものであって、何うしても副業を助けると云ふに非ざれば独立して農業経済を立てて往くことの出来ぬ位の状態であって、其の状態が年々歳々、一層甚しく進んで行くと云ふ有様であるので

2) 農商務省農務局『農家副業ニ関スル調査』（農務彙纂第32），1912年，p. 6.

3) 帝国農会『帝国農会報』（第2巻第11号），1912年，p. 10.

## 経済学論究第 52 卷第 2 号

ありますから、従来政府は勿論のこと、民間当業者に於きましても副業と云ふことに就きましては誰も頭を悩まして居るので御座います。今より一層将来に於きましては製品の販路も確実であり、又本業にも格段の影響もないと云ふ様な副業を何処も同一律に致すといふことはいかぬとしても、所に応じ、時に応じたる副業を一般に普及せしむる必要があらうと思ひます。殊に御承知の通り東北方面などは冬期の閑な時には雪が降って居るから副業を行ふと云ふことは誰でも宜いと云ふて居るけれども、さて其の適當なる副業に就ては何かと誠に苦んで居るので従つてこれが普及方法に就て十分なる研究は当局者としてやって居る積りではありますけれども尚各県の状況も御座いませうし、又諸君従来の御経験上よりお認めも御座いませうからそう云ふ点に就て十分なる御評議を乞ひたい。」<sup>4)</sup>

**II. 農村経済停滞の原因**

ここで下岡の発言を詳しく検討しよう。彼が最も強調したかったのは、明治末期から大正初期にかけての農村経済はかなり疲弊しており、穀作中心の本業だけでは維持しきれなくなっているということであろう。筆者はその原因を、明治後半期における日本経済の変貌と、農業が抱える数々の矛盾に求めることができるのでないかと考える。

まず明治後半期における日本経済の変貌とは、ひとことで述べるならば、工業化、機械化の進展とともになう農村自給自足経済の崩壊ということである。すなわち明治中期までは、衣食住の大部分が農村内でまかなわれていた。簡素ではあったが手織機を備えて衣類を作り、米や野菜から調味料に至るまで、食料はほとんど自家生産で満たすことが可能であった。住居も裏山から木を切り出して家を建て、家具類も購入する必要はなかった。ところがこういった状況は、急速な近代化とともに姿を消し、これまで農村経済を支えてきた種々の産業が、工場生産にとってかわられるようになる。

典型的な事例は綿業である。1880（明治 13）年前後までは綿花、綿糸、綿布の

4) 前掲『帝国農会報』（第 2 卷第 11 号），pp. 31-32.

## 寺本：大正～昭和初期における農家副業政策の展開

生産は大部分が国内でまかなわれており、農村経済に占める地位も高かった。農家の副業として綿花を栽培し、これを紡いで糸を作り、さらに織物に加工していたのである。しかしその後状況は一変する。1883（明治16）年の大阪紡績会社の操業を契機に機械紡績業が興隆し、原料綿花も低廉かつ太糸生産に適したインド綿花が大量輸入されるに至った。1896（明治29）年には綿花輸入税の撤廃が決まり、綿作農家は壊滅的打撃を受けることになる。このように有力な農家の副業が、機械導入と輸入品の流入のため産業として成立しなくなり、農村経済を圧迫するのである。

いまひとつ農業の構造的問題にも注目しておきたい。

まずははじめに指摘したいのは、わが国の農業経営規模が零細であったことである。狭小な耕地面積に比して労働力は過剰で、特に農作業の閑散期にはこの労力がほとんど活用されていなかった。

加えて農業収入が非常に不安定であったことも見過ごせない。天候不順で価格が急騰しても、数量が不足すれば収入は落ち込むし、逆に豊作で数量は確保できても価格が暴落すればやはり収入は減少する。こういった場合、工業製品であれば生産・販売制限を行い、供給を調整することが可能であるが、農產品はそれが行われてこなかつた。

農産物の供給調整が難しいのは、生産が自然条件に左右されやすいからである。とくに果実や蔬菜は腐敗しやすく、たとえ市況が思わしくなくても、そのときに売切ってしまわねばならない。

第3に有力な組合組織の整備が遅れて結束力が弱かった上、販売に関する知識に乏しかつたのも問題であった。このため個々の零細農家には価格決定権はなく、仲介業者に異常に安く買い叩かれることもしばしばであった。

第4に農家には資力がなく、生産制限をすればただちに収入がとだえることになった。この点工業は余裕資金を持ち、短期間の生産制限になら対応する力を備えていたのである。

この時期、以上のような要因で農村経済は行き詰まり、早急にこれを立て直す必要に迫られたのである。

### III. 帝国農会の答申

さて、I で述べた諮問に対する帝国農会の答申は、5 つの項目から成り立っていた。

副業を発展させるには、まずこれまでの発展を阻んできた要因を明らかにしなければならないという見地から、第 1 項目では「副業の発達せざる主なる理由」として次の 10 点が指摘されている<sup>5)</sup>。

- ① 本邦農業組織の因襲的関係によること。
- ② 副業選定其の当を得ざること。
- ③ 奨励方法終始一貫せざること。
- ④ 副業経営組織の農民に適せざる場合あること。
- ⑤ 資金の流通乏しきこと。
- ⑥ 副業に関する一般特に商的智識の欠乏せること。
- ⑦ 副業材料供給の困難なること。
- ⑧ 生産品の商品としての資格を具備せざること。
- ⑨ 農民の経済的状態よりして販売方法の拙劣なること。
- ⑩ 販路狭小にして且競争に耐え得ざること。

続いて第 2 項目では、下記のとおり副業選定の方針が打ち出された。

#### (1) 副業の性質関係

- ① 主業と副業との釣合を保たしむること。
- ② 労働に余力ある人物に適せること。
- ③ 農業に最も縁故深きものたること。

#### (2) 智識関係

- ① 従業者の智力程度に応ずること。
- ② 成るべく容易に従事し得らるること。

#### (3) 経済関係

- ① 副業を海外輸出品、内地需要品とに区別し、実用的製品にして可成利益大なること。

---

5) 前掲『帝国農会報』(第 2 卷第 11 号), pp. 19-22.

## 寺本：大正～昭和初期における農家副業政策の展開

- ② 材料の供給容易にして且廉価なること。
- ③ 可成其の地方に於て材料を得らるること。
- ④ 生産費を多く要せざること。
- ⑤ 努めて一地方に於て同一種類のものたること。
- ⑥ 優良品を多数生産すること。
- ⑦ 需要の変遷余り甚しからざること。
- ⑧ 販路広くして需要の大なること。

さらに第3項目では、副業決定の方法が4点述べられている。

- ① 道府県に於て官民より成れる適当の調査機関を設くること。
- ② 道府県農会に於て調査決定すること。
- ③ 地方庁地方農会は協力して調査すること。
- ④ 主務省は可成地方農会に訓達して調査決定せしむること。

第4項目は組織、運輸、金融、施設面からの詳細な副業奨励策である。

(1) 組織上に関して

- ① 地主若くは地方重立したる者を中心とせる組合組織に為さしむること。
- ② 少くとも地方の物産となる程度迄に組合を組織せしめ、又各組合は互に聯合して成るべく多数の優良品を蒐集する方法を講ずること。
- ③ 必要の場合に応じ、商的智識を有する者を組合に利用すること。
- ④ 必要に応じ主なる需要地に売捌所の如きものを設け、地元組合と連絡活動を図ること。

(2) 運輸上に関して

- ① 相当移出数量に達せし場合は国家は殊に汽車汽船の運賃割引を為すこと。
- ② 一層海陸連絡の便を計り貨車の供給設備及運送を敏活ならしむること。

(3) 金融上に関して

- ① 農工銀行は特別低利資金融通の便法を設けられたきこと。
- ② 農会は努めて低利資金融通の方法を実行すること。
- ③ 政府は此種の組合に対して特に低利資金貸付方法を探られたきこと。

## 経済学論究第 52 卷第 2 号

## (4) 施設上に関して

- ① 共同作業場を設け、諸種の設備を整へ使用料を徴して器械を使用せしむるときは資本を要すること少なくして各人は競ひて作業し、自然に製品は整一し、共同販売を為し得ること。
- ② 智識の普及に努むること。
  - i 主務省にありては国内必要の副業に関し内外需要供給状態等を調査し、広く之れを知らしむること。
  - ii 伝習所を設くること。
  - iii 製品陳列所を設くること。
  - iv 講話講習会を開会すること。
  - v 品評会、共進会等を開催し実地的智識の普及を図ること。
  - vi 印刷物の配付を為すこと。
- ③ 種苗、種畜、種禽の配付若くは容易に之を得るの方法を講ずること。
- ④ 器械の貸附若くは使用し易き方法を講ずること。
- ⑤ 諸種材料の供給を斡旋すること。
- ⑥ 生産品の改善方法を探ること。
- ⑦ 販路の調査、拡張、荷造其他販売に関する諸種の方法を講ずること。
- ⑧ 政府並に道府県は極力製品の販路拡張に関し利便の方法を探られたきこと。
- ⑨ 地方特産品、海外輸出品に対しては、国家は直接、間接之が保護奨励の方法を講ぜられたきこと、輸入防遏品に対しても亦同様なり。

最後の第 5 項目においては、副業政策の実行方法について簡潔にふれている。

- ① 一般に農会をして之れに当らしむること。
- ② 地方の事情或は事業に応じては各種の団体、地主若くは篤農家をして実行せしむるも可なること。
- ③ 政府及道府県郡に在りては極力指導奨励に努め、必要に応じて奨励金を交付すること。

農商務省はその後上記の帝国農会答申を踏まえ、農村、都会地、農村・都会地の

寺本：大正～昭和初期における農家副業政策の展開

双方に適した副業を具体的に選定し、1914（大正3）年末の『大日本農会報』誌上で掲載した。

#### IV. 副業奨励の基盤整備

1914（大正3）年は米が豊作で、米価が急落した年であった。前年、1石あたり20円前後であった相場が同年13円まで落ち込み、この低迷は1916（大正6）年まで続いた。1915（大正4）年には政府による買支えが行われたが、ほとんど効果はなく、農村経済は大きな打撃を受けた。とくに肥料の買い入れが困難となり、施肥不足が深刻化していた。そこで政府は各府県知事に対し、農業奨励の指示を出した。その内容は次のとおりである<sup>6)</sup>。

- ① 食料品の独立自給を確実ならしむる為め、未墾地の開墾、悪水路の整理、既墾地改良及集約的利用、優良種類の普及栽培法の改良を遂行すること。
- ② 努めて内国品を使用し、自家に於て生産し得べきものは、又努めて自給する様留意すること。
- ③ 農業資金の充実を図り、特に産業組合を活用して、金融の円滑を図ること。
- ④ 農業を重んじ、惰気を斥け、勤勉力行を尊び、秩序ある労働の気風を養成すること。
- ⑤ 奢侈を戒め、儉約を重んじ、質素の美風を涵養し、就中冠婚葬祭に関する濫費の悪弊を打破すること。
- ⑥ 果実、蔬菜、畜産物の輸出、販売を拡張し、之が需要の途を開拓すること。
- ⑦ 山野の採草、綠肥の栽培、堆肥の製造等、自給肥料の潤沢を図り、努めて肥料の輸入を防止し、農家経済を豊富ならしむること。
- ⑧ 家畜、家禽の供給を豊富ならしむる為め、之が増殖を図ること。
- ⑨ 従来副業として取扱はしめたるもの、就中養蚕の如き、之を農業界經營の内に統一して、偏重偏頗の虞なからしむること。
- ⑩ 倉庫及市場の設置。

6) 『帝国農会報』(第5巻第2号), 1915年, pp. 108-109.

## 経済学論究第 52 卷第 2 号

以上は農業全般の振興策であるが、当然副業にもあてはまる。なおここで注意を要するのは⑨で、養蚕の位置づけが副業から主業へと変化している点である。すなわち明治期には、養蚕のみに依存する農家経営は、価格変動などの影響で不安定になる危険性があり、政府は副業として奨励する方針をとった。しかし大正期に入ると、品質向上と輸出競争力強化をはかるには、養蚕を本業として奨励すべきであるという強い要望が蚕糸業界から出され、政府もこれを奨励の中に盛り込むはこびとなつたのである。1913（大正 2）年、わが国の蚕糸生産量は世界第 1 位（シェア 44 %）に到達しており、外貨獲得面からもこの地位は守らねばならなかつた<sup>7)</sup>。

さらに副業に限定すれば、次の諸点の実行が決定した<sup>8)</sup>。

- ① 普及に関しては、原料所在地若しくは原料なきも労力に余裕ある地方には適当なる施設をなさしめる。
- ② 技術に関しては相互の技術者を選み、講習せしめる。
- ③ 経営に関しては産業組合またはその他の団体を組織せしめ、低利資金供給の途を講じ、尚必要ある場合には、郡部その他補助金を下付する。
- ④ 販売に関しては当局に於て需要の情況および取引関係等を調査して充分なる便宜を与えること。

1916（大正 5）年には、農商務次官上山満之進より各道府県知事に「副業奨励に関する通牒」が出されている。内容は次のとおりである<sup>9)</sup>。

- ① 副業の奨励に就ては生産と販路の連絡に最も注意し、苟くも中途挫折の虞なきを期する事。
- ② 地方資産家の子弟をして力めて副業奨励の衝に当らしむるは事業の発展と人物経済とに於いて一举両得たるべき事。
- ③ 地方庁に於て副業の種類、原料の供給及び生産物の販路等を調査し、適宜管内に周知せしむる事。

7) この点に関しては、荒幡克己「明治後期からの副業奨励政策について」『農業経済研究』（第 68 卷第 4 号），1997 年に詳述されている。

8) 大日本農会『大日本農会報』（第 405 号），1915 年，p. 42.

9) 『大日本農会報』（第 421 号），1916 年，pp. 30–31.

寺本：大正～昭和初期における農家副業政策の展開

- ④ 副業品の生産又は加工は成るべく生産組合、畜産組合、漁業組合其他共同組織に依らしむる事。
- ⑤ 副業の原料は購買組合を利用して其購入を図らしめ又は農会、山林会等に於て共同購入の斡旋を為さしむること。
- ⑥ 生産品の粗製濫造其他相当の方法を講ずること。

上述の過程を経て、政策的に副業を奨励してゆくための基盤はほぼ整えられたといえるだろう。

## V. 副業課の開設

農商務省に独立の課として副業課が設けられたのは、1917（大正6）年9月のことであった。これまでの副業奨励業務は、農商務省内の農務、商工、山林、水産の各局でそれぞれ行われてきたが、同年6月の第39回帝国議会において、追加予算として副業奨励費を要求し、議会の協賛を経て農務局内に新設されたのである。所属は農務局であったが、農村、漁村、都市すべての地域における副業奨励を担当した。具体的な奨励の手段は、生産・加工に対する技術指導、各種調査、機械、器具、標本等の配付および貸付、補助金の交付などであった。

さらに各府県または農会には専任職員もおいた。

この年の副業奨励予算は1万4100円で、主として地方における専任職員設置費にあてられた。そして翌年からは事業補助も計上されるようになり、予算額は9万290円に急増した。

1920（大正9）年、副業課はいったん農務課と改称するが、1925（大正14）年4月の農林省独立にともない、復活することになる。同年5月9日、農林省令第12号により公布された副業奨励規則は次のようになっている<sup>10)</sup>。

**第1条 農林大臣は農村に於ける副業を奨励する為、本則に依り毎年度予算の範囲内に於て、道府県及農林大臣の指定する法人又は組合に対し奨励金を交付す。**

10) 農商務省農務局『道府県副業主任官会議要録』による。

## 経済学論究第 52 卷第 2 号

第2条 奨励金は左の各号一に該当する事項に付、道府県、法人又は組合の支出する費用及補助金に対し之を交付す。但し其の事項に付、別に国庫より補助金又は之に準ずるものとの交付を受くる場合は此の限に在らず。

1. 道府県に於ける副業奨励事務に従事する専任者の設置。
2. 副業に関する伝習会、講習会、展覧会、共進会、競技会等の開設。
3. 副業を指導すべき技術員の養成。
4. 副業に関する調査及試験。
5. 副業に関する参考品並副業用種苗及器具機械の購入及配付。
6. 副業品の生産及販売に関する斡旋。
7. 副業に関する組合の設立。
8. 前各号の外農林大臣に於て必要と認むる事項。

第3条 奨励金の交付を受けむとする道府県、法人又は組合は申請書に左の事項を記載したる書類を添付し、2月末日迄に農林大臣に之を提出すべし。

1. 奨励計画。
  2. 奨励金の交付を受けむとする事項に付其計画の内容及収支予算。
- 前項第2号の事項を変更せむとするときは農林大臣の認可を受くべし。

第4条 奨励金の交付を受けたる者は奨励金の交付を受けて施行したる事業の成績及其収支決算を翌年度6月30日迄に農林大臣に報告すべし。

第5条 道府県、法人又は組合は其の交付を受けたる奨励金の全部を当該年度内に支出すること能はざるときは、其の残額を当該年度に於て行ふ同一の事業に対し、支出する義務あるものとす。

第6条 農林大臣は左の各号の一に該当する場合に於て奨励金の全部又は一部の還付を命ずることあるべし。

1. 奨励金の交付を受けたる者第3条第2項の規定又は補助の条件に違反したるとき。
2. 奨励金の交付を受けたる者奨励金の残額を繰越支出せざるとき。
3. 事業の方法不適切と認めたるとき。

寺本：大正～昭和初期における農家副業政策の展開

第7条 本則に依り農林大臣に提出すべき書類は地方長官を経由すべし。

なお副業奨励規則第1条に基づいて奨励金の交付対象となったのは、道府県農会、北海道林業会、府県を区域とする山林会、道府県水産会、帝国水産会、大日本水産会、日本産業協会、中央畜産会、日本農民美術研究所、帝国農会の各機関であった。

以上史料を中心に大正期における副業政策の展開をみてきたが、上記の副業奨励規則の公布により、副業奨励の法的基礎も完成したことになる。

### 3. 副業が農村経済に与えた影響（藁細工の事例）

さて、大正期半ば頃から全国各地で活発に副業が行われるようになるが、その推進方法はほぼ前節で述べたような路線にしたがっていたと考えてよい。本節の課題は、このように展開された副業が農村経済にどのような影響をもたらしたかを明らかにすることである。以下では藁細工の事例を2例とりあげる。

#### (1) 北海道石狩国上川郡永山村<sup>11)</sup>

北海道石狩国上川郡永山村は旭川市の北東約8kmに位置する村である。1891(明治24)年、屯田兵400戸の移住とともに開拓が進み、肥沃な土地を利用して米作が発展した。1926(昭和1)年現在の総戸数は1229戸で、産業別にみると、農業833戸、商業111戸、工業(製材、製麺、製粉、鉄工など)35戸となっており、旭川市に職を持つ日雇労働者の家計も250戸あった。土地の利用状況は、総耕地面積2731町2反、うち水田2312町9反、畑341町9反、宅地76町4反となっており、耕地面積の85%は水田である。

主要農産物は表3に示したとおりである。米作の割合が最も高く、生産総額の70%を占めている。したがって副業として最も注目されたのは、稻を原料とする藁細工(筵、縄、吠など)であったが、ほかにも果樹栽培、乳牛飼育、養鶏、養鯉、草履および稈心箒製作が奨励された。

11) 農林省農務局『副業ノ農村振興ニ寄与シタル事例ニ關スル調査』、1929年、pp. 35-41を参照。

## 経済学論究第 52 卷第 2 号

表 3 永山村の主要農産物

品目	金額 (円)	比率 (%)
米	1156000	69.9
麵類	216103	13.1
蔬菜類	210950	12.8
じゃがいも	17850	1.1
果実	9350	0.6
木工品	9350	0.6
鶏卵	8230	0.5
麦類	6270	0.4
牛乳	5503	0.3
大豆	4920	0.3
長芋	3780	0.2
小豆	3330	0.2
たまねぎ	1710	0.1
合計	1653346	100.0

藁細工が活発化するのは 1919 (大正 8) 年頃からで、1923 (大正 12) 年には集落を単位とする 7 つの副業組合も設立され、さらにこれらの組合の統括機関として永山副業組合联合会が組織された。

組合は当地の藁細工振興に重要な役割を果たした。集落単位の組合は、講習会、競技会を開催して製品の改善・統一に努めたばかりではなく、製品をとりまとめて販売したり、製縄機の購入にもあたっている。一方联合会の方は、共同藁打場、共同再製場の運営にたずさわった。

藁細工の従業戸数は 920 戸にのぼり、産出額は 4 万 7800 円であった。生産の手順は最初自家生産の藁を共同藁打場で打ち、その後各農家の製縄機で製縄し、最終仕上げは共同再製場で行うというものであった。従業期間は 12 月上旬から翌年 3 月下旬に至るまでの約 90 日間、労働力の 8 割は婦女子が占めていた。なお 1 日 1 人あたりの平均生産量は約 8 貫である。

販売に関してはまず毎年 10 月、副業組合が大口需要者から注文を受け、これをもとに各農家に生産する縄の種類と量が割り当てられた。そして完成品は組合の検

## 寺本：大正～昭和初期における農家副業政策の展開

査を経た後販売に向かい、代金は組合を通じて各生産者に支払われていた。

藁細工を中心とする副業の発展により、この村の経済状況は著しく好転した。特筆すべきは農家の負債減少である。産業組合では組合員（村民）の債務返済に便宜をはかるため貸付を行っている。その貸付額は、1922（大正11）年には19万8000円あったが、大正期が終わるまでには10万1000円と半減した。さらに従来は肥料その他農業用品の購入に毎年5～6万の貸付資金を準備しなければならなかつたが、昭和期に入るとその必要はなくなつてゐる。貯蓄の増大も顕著で、1921（大正10）年、5万9000円あまりにとどまっていた産業組合における預金総額は、1926（昭和1）年には32万5400円と、5年のうちに5倍以上に増大している。

副業の浸透にともない農家経済が潤つたことは、農業機械の普及にも結び付いた。1923（大正12）年以前における農具は、旧式で効率の悪いものが用いられていたが、徐々に優良農具が購入されるようになり、1926（昭和1）年時点のこの村における機械保有状況は、稲作関係では優良脱穀機130台、優良糾摺機30台、小型発動機15台、藁細工関係では製縄機600台となっている。また共同使用のために脱穀機、糾摺機、発動機、縄の再製機を各3台ずつと、藁打機および藁細工用の発動機5台の設置も可能になった。

副業は村内における雇用機会の創出にも貢献した。大正末から昭和はじめの間に北見地方への出稼ぎ者は20%も減少し、労働力の村内定着が進んだのである。

社会面での効果はまず勤勉の気風が広まったことであり、納税成績の向上がみられた。また教育・娯楽施設の充実もはかられている。

## （2）青森県南津軽郡光田寺村<sup>12)</sup>

青森県南津軽郡光田寺村は南津軽郡の西北に位置し、面積約12.7km<sup>2</sup>、その9割は肥沃な耕地で、米、蔬菜類、りんご栽培に適している。1926（昭和1）年現在の総戸数は564戸で、その産業別内訳は、農業485戸、商業43戸、工業15戸、その他21戸となっている。農家485戸をより細かく調べると、50%強の253戸が土地

12) 前掲『副業ノ農村振興ニ寄与シタル事例ニ關スル調査』、pp. 42-49を参照。

## 経済学論究第 52 卷第 2 号

を持たない小作農で、耕地所有者でも 1 町歩未満の小規模農家が 142 戸に達した。また、主要農産物の生産額は表 4 のとおりであるが、農業生産の約 85 %を米作に依存している。

表 4 光田寺村の主要農産物

品目	金額 (円)	比率 (%)
米	394740	85.8
りんご	21000	4.6
じゃがいも	6750	1.5
長芋	6000	1.3
にんじん	4500	1.0
大豆	4375	1.0
ごぼう	4375	1.0
ねぎ	3750	0.8
だいこん	1800	0.4
菜種	1080	0.2
梨	675	0.1
小豆	540	0.1
繭	190	0.0
その他	10505	2.3
合計	460280	100.0

農業の中心が稻作であることから、当地域の副業にも、やはり藁細工が選ばれた。1920（大正 9）年、藁工品製作競技会を開催したことが刺激となり、以後の生産技術の進展、品質向上に結び付いたという。

加えて在来型の製筵機では効率が悪いため、新式の堤式製筵機の導入をはかり、先進地域への視察団の派遣、先進地域からの教師の招聘を通じた技術普及にも熱心であった。その結果 1926（昭和 1）年の藁細工の生産額は 12 万 2350 円（うち筵は 10 万 8750 円）に達した。

上述のように光田寺村の産業構造は農業のウエイトが圧倒的に高く、生産額は 46 万 280 円となっているが、ほかに味噌、澱粉等の工業品の生産が 5950 円、鶏卵、家禽類など畜産業による生産が 5642 円あった。すなわち本業からの生産は 3 者を合計

寺本：大正～昭和初期における農家副業政策の展開

し、47万1872円となる。これに対し、藁細工は大正期後半の数年間のうちに急成長し、昭和初期になると本業生産額のおよそ25%を占める規模に至ったのである。

次に藁細工の普及が農家および農村経済にどのような影響を与えたのかを考察する。何よりも重要なのは、副業収入がはいり家計にゆとりができたことである。藁工品の生産総額を単純に農家戸数で割ってみても、1戸当たり250余円の収入増につながった。（ちなみに当時米1石の価格は約33円であった。）収入の增加分は、負債の返済、農業用品の購入、さらには貯蓄に充当された。

また藁細工の奨励が、労働力の有効な配分に貢献したことも看過できない。稻作は春の田植え期と秋の収穫期が最も労力を必要とする時期であるが、8月上旬から9月中旬の50日間と、12月上旬から翌年3月下旬までの120日間は農閑期であった。この間、特に貧しい農業労働者は従事すべき仕事を持てず、収入の道が閉ざされる危機に直面していた。このため光田寺村の青壯年は、樺太の漁場への出稼ぎで家計をまかなっていた。藁細工が本格化する以前（大正期はじめ）の出稼ぎ者は、同村の男子人口の10%強にあたる200名にのぼった。しかし副業の浸透とともにその数は減り、昭和初期には10名前後という状況に変わっている。ようするに副業は季節要因による農業労働力のアンバランスを是正し、余剰労働力を吸収する役割を果たすとともに、農民に対しては1年を通じた安定的な収入を保証したといえるだろう。

副業は間接的な形でも地域社会の発展につながっている。当初光田寺村は納税成績が芳ばしくなく、1916（大正5）年度における期間内納入者は全体の24%にすぎなかつた。ところが副業にともなう収入が確実に得られるようになると、家計に余裕が生まれ、1920（大正9）年以降は完納が珍しくなくなったのである。

最後に、校舎の改修・改築、育英資金の創設といった教育環境の整備が進んだこと、道路網の拡充がはかられたことなども副業の経済的効果として見過ごすことはできない。

#### 4. おわりに

ここで以上の分析の総括を行い、今後の課題について述べておきたい。

## 経済学論究第 52 卷第 2 号

大正から昭和初期にかけて農村副業がクローズアップされた背景には、まず第1に農家経済の疲弊があった。農產品は自然条件の影響を受けやすく、ただでさえ農村経済は安定しなかったところに、明治期半ばから始まる本格的な工業化の進展と輸入品流入による圧迫が重なり、在来経営によって成り立っていた種々の農村産業は決定的打撃を受けることになった。本文では綿業についてふれたが、和紙や砂糖なども没落を余儀なくされた。

また明治期前半の農村は自給自足を原則としていたが、上述のような時代変化のなかで解体はじめ、貨幣経済にまきこまれてゆく。日用品までも貨幣を支払って購入しなければならず、生活は困窮する。

そこで政府はこういった状況を副業の振興によって打開しようとした。これまで副業に全く無関心であったわけではないが、すでに指摘したような事情で、発展が阻害されてきたのである。

副業政策の主眼は、地域の自然条件や伝統に合致した産業の奨励、生産技術の指導・普及、販路拡張のための市場調査、組合組織の強化、資金面での援助等にあつた。この政策は、1917（大正6）年9月の副業課の開設を経て、1925（大正14）年の副業奨励規則公布によって完成された。

これを受けて副業奨励の気運が全国的に高まり、各地で成功の事例が報告されるようになった。副業の社会・経済的效果としては、収入の安定化にともなう負債の減少および貯蓄の増加、余剰労働力の吸収と適切な配分、納税成績の向上、教育施設の拡充、交通の発展などを挙げることができよう。

ただ農家経営の側面からみれば、主要穀作に種々雑多な零細産業を統合したにすぎず、秩序ある経営多角化が行われたわけではない。

本稿では政策面を中心に副業をとらえてきたため、各種副業の詳細な地域性や消長については十分言及できなかった。また、副業の導入に失敗した事例も多くあるだろう。こうした点を解明してゆくことが今後の課題になっている。

寺本：大正～昭和初期における農家副業政策の展開

付表 大正末年における各地の副業状況

	10万円未満	10～30万円	30～50万円	50～100万円	100万円以上
北海道	竹細工、黍簾、真綿、杞柳細工、兎毛および兎肉加工品、椎茸、干瓢・切干大根、凍豆腐、蜂蜜、刺繡・編物	燕麦稈製品、木正品			藁細工品、澱粉、除虫菊、亞麻纖維、鷄卵、牛酪、木炭
青森	木通蔓細工、竹細工		缶詰類	蔬菜類	りんご 苹果、藁工品、馬鈴薯、鮓焼干・鰯・干鮑
岩手	筵、木杓子、畳表 莫蘆	籠・笊・行李	和傘		
宮城	挽物、昔製品、干鮓、晒和布	蘭製品、納豆、塩辛、木地塗	藁製品、和紙	竹製品	木炭、蟹節
秋田	箸類、木通蔓細工、果実缶詰類、真綿	網、筵、鷹匠足袋、樺細工		縄、佃煮	
山形	麻布紙、将棋駒	筵		麻裏草履、縄	草履表
福島	苧麻、筵、笊、昔笠、真太織、塩辛、鯖缶詰	縄、木工細工、栗、下駄材	薬用人参	梨、柿、こんにゃく芋、麵類、真綿、紙	木炭、蟹節、節綱
茨城	凍こんにゃく	干瓢、和紙、楮	マニラ麻真田、こんにゃく粉		茶、肥料用叭
栃木	綱、ハタキ、 <sup>おさ</sup> 簾	組糸、筵、製紙	縄	麻裏草履、黍簾	鼻緒真綱

## 経済学論究第 52 卷第 2 号

	10万円未満	10~30万円	30~50万円	50~100万円	100万円以上
群馬	黍簫、大麻、乾栗、蕨粉、糸瓜、張子達磨、割箸、簾、赤城塗盆、蜂蜜、山葵（わさび）	玉糸、下駄表、鯉	竹製品、木工品、鉄砲百合	真綿	こんにゃく粉、生絹、木炭
埼玉	山葵漬、釣竿、団扇、水嚢、杞柳細工、蘭製品、下駄表、竹皮草履、乾柿、柿渋、鯉、鮓、あひる・あひる卵、家兔、藍玉	黍簫、傘、行李・バスケット、梅干・梅粕漬、真田、軟化蔬菜、山林用苗木、こんにゃく芋	屑繭製品、桑苗、花百合	桐小箱、果実、果樹苗、豚肉	茶、藁製品、生絹織物、所沢飛白（村山絣）、紙、木炭、鶏卵
千葉	甘諸切干、缶包、沢庵漬、トマトソース、椎茸、鱈塩辛、薰製秋刀魚、魚貝煎餅、果樹苗木、黍簫およびその原料、楊枝、竹加工品、煮干箱、木釘、笠類、蚕網、上総木綿、手袋、帶止・羽織紐、傘	ひまし・ひまし油、大根切干、こんにゃく、栗、あられ、薤・生姜漬、削節、末広鰯鰈類、畳表、団扇骨・団扇、蓑、苦、草履類、水仙その他切花	促成蔬菜、籠・笊	緑茶、乾貝、佃煮、葱、筵、縄、簾表・簾製品、網地・撚糸	吠、生乳・乳製品、鶏卵、甘諸、甘諸澱粉、里芋、蔬菜類、鱈節、煮乾鰯、たつくり、塩乾魚類、魚貝および果実缶詰・瓶詰、乾海苔、養殖貝類、苗木盆栽類
東京	縄、筵、紙箱	簫、下駄表		籠類	
神奈川	真綿、筵、しめ飾、よしす、葭簫、簫、瓶苞、花百合、玉葱種子、石炭笊、山葵、パイプ竹類、栗虫綿、鰯味醡乾、焼乾鰯、蜂蜜	梅干、塩辛、籠・笊、貝細工、羽毛	兎毛皮	玩具	木炭、麻真田、刺繍編物類、蜜柑、煮干鰯

## 寺本：大正～昭和初期における農家副業政策の展開

	10万円未満	10～30万円	30～50万円	50～100万円	100万円以上
新潟		杞柳細工、蘭筵	紫蕨、白菜、百合、花卉・花卉球根	牛蒡、製茶、竹細工	梨、柿、藁工品、木炭
富山		干柿、茶	菅笠	西瓜、藤表、蘭製品	藁工品、麻織物
石川	鋸屑貼子人形	筵、肥料臼、草蛙、竹細工、桐火鉢	和傘	縄	疊表、九谷焼
福井	菅笠、蓑、藤表、麻糸、草蛙・草履、真綿、貼紙、眼鏡、蟹缶詰、雲丹、雜魚、苗蓮	疊表・莫蘆、織物加工、行李・バスケット、竹細工、白鯧	製茶、麻織物、縄、筵		木炭
山梨	栗、椎茸、山葵、葡萄液、繩、真綿、箕、雨傘	乾柿、寒天、筵、下駄表、笊	座織生糸	葡萄	木炭、甲斐絹
長野	蜂蜜、菓子胡桃、白木箸、疊表、水引	杏、木櫛、簍、竹細工、木通蔓細工、傘	葡萄・梨、薬用人参、凍豆腐、杞柳・杞柳製品、鎌、疊糸、玉生絹	苹果、果実ジャム、真綿・真綿加工品、和紙	生柿・干柿、山葵・山葵漬、鯉・鯉加工品
岐阜	蜂蜜、苹果、山葵、鮎粕漬、鶴糞漬、蕨粉、干柿、葛粉、下駄表、疊表、笊、齒、簍、蓑、刺繡、兔毛皮	杞柳、疊糸、筵・臼、竹細工、真綿	富有柿、柑橘類、行李・バスケット、縄、玉糸	製茶、打刃物	雨傘・傘骨、木炭、和紙、織物
静岡	蜂蜜、落花生、乾薑（＝生姜）、真綿、菅笠、藁工品、蚕筵、蚕網、糸瓜	柿	山葵、竹行李、竹製煙草パイプ、竹細工、草履表、桜海老	石花菜、椎茸、山葵漬、漁網縄、葛布、臼、筵	甘藷切干、疊表、鰹節

## 経済学論究第 52 卷第 2 号

	10万円未満	10~30万円	30~50万円	50~100万円	100万円以上
愛知	椎茸、紙、木箸、畳床、真田、厚筵、線香花火、小鳥籠、串蛸、蛤缶詰、焼鮎、白菜種、薑砂糖漬、蓮根砂糖漬、晒貝	漬物類、ソース、トマトケチャップ、渥美早生えんどう、竹製品、綿綿、細繩、犬山焼	乾海苔、原式製繩機、蘭蚕綱	木炭、大根切干	茶、絞
三重	百合根、甘藷切干、大根切干、椎茸、紅茶、真綿、菅笠、蘭綱、貝細工、麻織物、羽織紐、楊枝、造花	伊勢薯、干餡飴、麦芽、籠類、吠	繩、伊勢表、鼻緒、筵、木炭、布糊	柑橘類、沢庵漬・漬物類、素麵、海苔、和紙	繭、緑茶、木綿織、傘・傘骨、箸
滋賀	蘆製品、干瓢、簾および蔓製品、羽織紐、青花紙	桑苗、畳表	楽器糸、棕梠製品	竹製品、真綿	麻織物、玩具、藁工品、木炭
京都	藤簾			竹製品	鹿子絞
大阪	奈良漬、菅細工、貝釦、履物表、麻繩、飯櫃畚	素麵、楊枝、簾、竹籠、柳行李、木炭	マッチ箱	凍豆腐、木櫛、藁繩	寒天、硝子玉、ブラシ、玩具、芦部織、造花、刃物
兵庫	麦桿細工、真綿、トマトソース、麻裏表	木工細工、羊齒細工、壙苞	線香、畳表、凍こんにやく	竹製品、算盤	素麵、杞柳製品、吠、繩、磨テグス、和紙、綿織物
奈良	たまご餡飴、大和沢庵、山葵粕漬、干瓢、簾、骨釦、便利切炭、吉野葛、奈良人形、奈良角細工、呑口	竹製品、水牛釦、奈良團扇、金魚、大和鯉	ふすま素麵、襖地、吉野紙	筆	製茶、鼻緒、大和表、下駄表、貝釦、吉野杉箸、墨、凍豆腐、ゴム靴
和歌山	木箸、串柿			梅干・梅干加工品、貝釦	除虫菊製品、木炭、棕梠製品

## 寺本：大正～昭和初期における農家副業政策の展開

	10万円未満	10～30万円	30～50万円	50～100万円	100万円以上
鳥取	杞柳製品、菅笠、 畳表、漆器菓子椀、 茶盆、竹細工品、 荷造縄、蚕網、梨 飴、蘿漬、湖山煮、 白珊瑚細工、箸、 真綿、木地椀	柿、梨、傘、経木 真田、草履・草蛙、 イタヤ貝生干	西瓜、打綿	和半紙	木炭
島根	杞柳製品、束髪網、 人参、真綿	椎茸、山葵、乾餽 飪、竹製品、藁工 品、麻、算盤	鰯、茶、製紙原料	畳表・蘭莫蘆	木炭、和紙
岡山	富有柿、葛、草履 表、簾、莫蘆、蘭 簾、蘭枕、蘭帽子、 真綿、雨傘、兔皮、 パナマ帽、水引細 工	野草筵、藁筵、荒 苧、竹細工、和紙、 線香、石筆	繩、梨、松茸缶詰	麦桿帽、姫糸、除 虫菊、こんにゃく 荒粉	麦桿真田、蘭草、 花筵・上敷、畳表、 薄荷取卸油、乾餽 飪・素麵、木炭
広島	瓶苞、羊齒細工品、 桐箱、美術竹製品、 竹細工飯入、晒楮 皮、乾無花果、簾 製品・簾表、玩具、 椎茸	真綿、柿渋	麵類、麦桿真田、 建具、蘭および藁 桿細工品、麻糸	広島海苔、宮島細 工品、和傘、花筵 ・莫蘆、和紙、大 麻、蜜柑・レモン	除虫菊乾花、髪、 毛筆、木炭、木履、 絣木綿・タオル、 畳表、漁網地、縫 針
山口	畳表、竹箸、蜂蜜、 海苔、軍用靴下等	塩呑、繩	竹細工		木炭、製紙
徳島	番茶、麻裏表、行 李、真綿	干海老、素麵	筵呑、煮干鰯		
香川	手袋	麦桿帽子、竹細工、 小禽	彫抜細工品、花筵	日傘	麵類、和紙、麦桿 真田、呑、团扇・ 团扇骨

## 経済学論究第 52 卷第 2 号

	10万円未満	10~30万円	30~50万円	50~100万円	100万円以上
愛媛			竹細工		紙製品、伊予絣、伊予蜜柑
高知	封筒、飯室、杞柳 細工品、雪駄、蜂 蜜、果物菓子	緑茶、笠、桂乾、 麻裏表、釣鉤、木 櫛	雨傘	蒲鉾	紙、製紙原料
福岡	呪、和傘			甘木絞	花筵、久留米絣
佐賀	障子紙、傘紙、箒、 蓑、七島畳表	木蝦、茶	呪、唐津半紙		
長崎	白箸、杞柳細工	布糊		桜干、椿油、島原 織	錫
熊本		麻、和紙、楮皮、 箒、乾海苔、椎茸	七島畳表、竹細工、 藁細工、座縁糸・ 玉糸・真綿	製茶、備後表	木炭
大分	大根切干、甘諸飴、 味噌、葛粉、蕨粉、 たつくり、文化ナ イフ、竹箸、蚕網、 籠類、簾、下駄、 日代木綿、絞染、 真綿、障子紙	落花生		蜜柑、椎茸、煮干 鰯	青筵、栗、木炭
宮崎		切干大根、焼鮎、 竹製品		和紙、椎茸	茶
鹿児島	ハム類、文旦、孟 宗竹 <small>サボン</small>		温州蜜柑、椎茸、 竹細工		
沖縄		芭蕉布	久米島紬、琉球表	パナマ帽子	琉球絣・首里絣

日本産業協会編『全国副業品取引便覧』、1926 年 をもとに作成。